

**第 5 回  
出雲地区合併協議会**

**会議資料**

**未来と古代が響き合う  
日本のふるさと出雲の國づくり**

日 時：平成 15 年 5 月 23 日（金）午後 3 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室



出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	石飛 博	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	伊路見節夫	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花 <del>禎</del> 也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [ 島根県立大学総合政策学部教授 ] 吉原弘次 [ 島根県出雲総務事務所長 ]		

会長、 副会長

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
斐川町	新宮義忠
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	中島康男
大社町	藤原博志

各市町合併担当部課長名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	妹尾克彦	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町ふるさとデザイン課長
	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
	森脇悦朗	多伎町総務課地域振興室長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町	備考
事務局長	山田俊司	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門の助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班	林 辰昭	出雲市	
	金築教治	平田市	
調整2班	原 康正	平田市	
調整3班	小村裕二	斐川町	

## 第5回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成15年5月23日（金） 午後3時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 出雲地区合併協議会委員等の変更について

### 4 会議録署名委員の指名について

### 5 議事

#### (1) 報告事項

報告第21号 第1・第2・第3小委員会報告について

報告第22号 新市議会制度検討小委員会報告について

報告第23号 新市名称・庁舎検討小委員会報告について

報告第24号 電算システム統合調査・基本計画策定業務報告（その1）について

#### (2) 議案事項

議案第18号 電算システム統合に係る事業着手（その1）について

#### (3) 協議事項

協議第14号 各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて（第1小委員会付託）

協議第15号 各種事務事業（保健事業関係その1）の取扱いについて（第2小委員会付託）

(4) その他

- ・ 出雲の國づくりを考える青年シンポジウム報告書の配布について

6 閉 会

今後の開催日程について

第6回：平成15年6月27日（金）午後3時～ 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等の変更について

(1) 出雲地区合併協議会委員の変更

【変更前】

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	川上泰徳	萬代宣雄	江田小鷹	石飛 博	西田郁郎
平 田 市	(代)長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	伊路見節夫	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	小島光郎	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	森山克美	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [ 島根県立大学総合政策学部教授 ] 吉原弘次 [ 島根県出雲総務事務所長 ]		

会長、 副会長

【変更後】

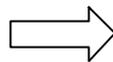
所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	石飛 博	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	伊路見節夫	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花 昶也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [ 島根県立大学総合政策学部教授 ] 吉原弘次 [ 島根県出雲総務事務所長 ]		

(2) 小委員会委員の変更

第1小委員会

【変更前】

	氏名
出雲市議会選出委員	萬代 宣雄
斐川町議会選出委員	安食 勲



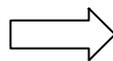
【変更後】

氏名
寺田 昌弘
黒田 充

第2小委員会

【変更前】

	氏名
出雲市議会選出委員	川上 泰徳
斐川町議会選出委員	小島 光郎



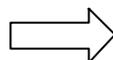
【変更後】

氏名
三上 辰男
黒田 充

第3小委員会

【変更前】

	氏名
出雲市議会選出委員	萬代 宣雄
湖陵町議会選出委員	森山 克美



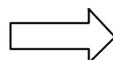
【変更後】

氏名
寺田 昌弘
立花 謙也

新市名称・庁舎検討小委員会

【変更前】

	氏名
斐川町	小島 光郎



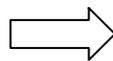
【変更後】

氏名
黒田 充

(3) 幹事の変更

【変更前】

	氏名
平田市	長岡 秀人



【変更後】

氏名
加田 幹男

第5回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第5回	平田市	斐川町
氏名		



報告第 21 号

第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 2 回及び第 3 回第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。



## 第2回 第1小委員会開催内容

1. 日時：第1小委員会 平成15年4月10日(木) 15:00~17:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 合併協定項目11「一般職の職員の身分の取扱いについて」
    - ・新市に引き継ぐ職員及び定数、定員管理の適正化、現職員の現給の保証について討議をした。
  - (2) 新市建設計画について
    - ・次のテーマについて討議を行った。  
新市の基本理念、将来像、まちづくりの基本方針について  
地域別特性について(合併後、各地域の特性をどのように活かすのか。)  
行財政運営の方針について
    - ・新市建設計画への各委員の意見を上記3つのテーマにより記載した調査票を4月22日までに提出することとした。

### 第3回 第1小委員会開催内容

1. 日時：第1小委員会 平成15年5月16日(金) 13:00~15:00

2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室

3. 議題：

#### (1) 合併協定項目11「一般職の職員の身分の取扱いについて」

- ・新市に引き継ぐ職員定数は現行定数の合計であること確認し、「定数」という字句を追加し修正を行った。
- ・定員管理の適正化を更に具体化した表現とするため、「合併効果を早期に発揮できるよう」の字句を追加した。
- ・現職員の現給保証についての言及が必要なことを確認し、「なお、現職員については現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。」の字句を追加した。

#### (委員の付帯意見)

- ・人員削減は合併の最大効果であり、短期間に発揮できるようにしてもらいたいこと。
- ・合併後の職員数については、類似団体のみを比較対象とすることなく、新市を取り巻く状況に応じて独自の削減目標を検討すべきではないか。

#### (2) 新市建設計画について

- ・第2回小委員会での討議、調査票により出された意見をもとに新市建設計画への意見集約を行った。
- ・今後の進め方として、次のとおり確認した。

この意見集約をもとに第4回合併協議会協議第9号新市建設計画協議資料に修正を加え、新市建設計画(基本方針等)についてのとりまとめとする。

新市建設計画(案)(基本方針等について)は、第4回小委員会において協議をする。

新市建設計画(主要施策等)についても、この意見集約をもとに今後、策定作業を行う。

## 第2回 第2・第3小委員会開催内容

1. 日時：第2小委員会 平成15年4月11日(金) 15:00~17:00  
第3小委員会 平成15年4月11日(金) 15:00~17:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 新市建設計画について
    - ・次のテーマについて討議を行った。  
新市の基本理念、将来像、まちづくりの基本方針について  
地域別特性について(合併後、各地域の特性をどのように活かすのか。)  
行財政運営の方針について
    - ・新市建設計画への各委員の意見を上記3つのテーマにより記載した調査票を4月22日までに提出することとした。

## 第3回 第2・第3小委員会開催内容

1. 日時：第2小委員会 平成15年5月16日(金) 10:00~12:00  
第3小委員会 平成15年5月16日(金) 15:00~17:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 新市建設計画について
    - ・第2回小委員会での討議、調査票により出された意見をもとに新市建設計画への意見集約を行った。
    - ・今後の進め方として、次のとおり確認した。  
この意見集約をもとに第4回合併協議会協議第9号新市建設計画協議資料に修正を加え、新市建設計画(基本方針等)についてのとりまとめとする。  
新市建設計画(案)(基本方針等について)は、第4回小委員会において協議をする。  
新市建設計画(主要施策等)についても、この意見集約をもとに今後、策定作業を行う。



## 新市建設計画への意見

(合併協議会小委員会での意見の論点整理)

基本理念・将来像	
新市のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最古(歴史文化)と最新(空港、工場、新エネルギー等)が混在するまち。</li> <li>・文化遺産が多い歴史文化のまち。</li> <li>・海、山、川、湖などの自然の宝庫。</li> <li>・空港と港を持つまち。</li> <li>・文化遺産、自然を活かしたまちづくりが必要。</li> <li>・交通、産業の拠点である。これを活かして中核都市として発展。</li> <li>・まちづくりに地域特性を活かす。また、少ない財源、効果的なまちづくりのためには重点化が必要。</li> <li>・2市5町の特徴をクローズアップする。</li> <li>・重点的に進めるべき分野。道路、福祉、医療、産業振興、環境、教育、観光、文化交流など。委員により重点分野は異なる。比較的、道路、産業への意見が多い。</li> <li>・新市の名称でイメージが異なってくる。</li> </ul>
基本方針及び施策	
交通物流の中核 交流都市の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的交通網の整備(空港、港)</li> <li>・山陰道の促進</li> <li>・幹線道路網の整備。理由として、中心部への時間短縮、新市の一体化、連帯感の醸成。産業、福祉、医療、観光、防災等のために必要</li> <li>・周辺から市街地への道路、環状道路が必要。新市の道路網は、こうあるべきという考え方をしめす。</li> <li>・道路の景観、美化。出雲らしい道路。</li> <li>・通院、通学のための公共交通(市民バス)の確保。</li> <li>・河下港の整備。隠岐との交流に力を入れたい。</li> </ul>
山陰をリードする 産業拠点機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業の振興が必要。</li> <li>・地域の経済基盤の確立。これが、福祉、教育などを支える柱。</li> <li>・雇用の場の確保が若者定住などにつながる。</li> <li>・各地域の特性を活かした産業振興。</li> <li>・農業は、環境、安全な食の確保、公益性の点でも重要。また、観光、福祉との連携による産業興しも考えては。</li> <li>・農業は地域により特性、課題がかなり違う。</li> <li>・育てる漁業の取り組み。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産や地場産業、3セクとの連携による地産地消の推進</li> <li>・産業拠点への企業誘致。企業誘致は、どのような業種が新市にとって良いのか考慮してはどうか。</li> <li>・第3次産業が成長の牽引役。(観光、福祉、科学等の分野)</li> </ul>
健康の増進と高度な医療・福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉については、行政だけでなく、住民の知恵と力を活かした展開が必要。</li> <li>・住民参加による在宅福祉サービスの推進。</li> <li>・福祉施設については、拠点として必要なもの、地域に分散して必要なものを整理して整備をする。</li> <li>・福祉は雇用の場ともなる。山間部は福祉が重要産業。</li> <li>・高齢者対策の充実。安心して老いが迎えらるような生活環境の整備。</li> <li>・子育て環境の整備は、若者定住、少子化対策となる。</li> <li>・少子化対策には、結婚対策も効果的。</li> <li>・医療、学術機関を活用し、医療、福祉、保健のネットワーク化を図る。</li> <li>・地域に密着した医療体制の確立、住民参加の福祉の推進。</li> </ul>
夢を育む教育と未来を担う人材育成支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の統合は、地区そのものあり方に関わる。財政的な理由による統合はすべきでない。極端に児童数の少ない学校は、子どものためにも統合もやむを得ないが、児童数を増やす施策を展開すべき。</li> <li>・20～30人の学級が良いのでは</li> <li>・佐田分校は存続。斐川への高校新設の検討。</li> </ul>
文化、自然に恵まれた安心、安全定住環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住のためには、雇用の場の確保、結婚対策。</li> <li>・地域コミュニティ、各種団体の育成、支援。</li> <li>・地域の伝統芸能、文化の継承への支援策。</li> <li>・自然との共生、快適居住空間の整備</li> <li>・下水道の整備</li> </ul>
地域資源を活かした山陰の観光・文化交流の中心舞台創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光の振興、集客力の向上</li> <li>・観光は不安定。力を入れず、守りの姿勢で。</li> <li>・観光資源のネットワーク化、他産業との連携</li> <li>・出雲大社を観光の核にした施策の展開</li> <li>・住民参加の観光施策展開が地域の活力の向上になる。</li> <li>・海洋レジャーなど海の活用。</li> </ul>

行財政運営の基本方針	
新市の一体化と 均衡ある発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域間格差は、周辺部の大きな心配事。</li> <li>・ 格差対策。道路網整備は周辺を重点的に。福祉バス、公民館での諸証明の発行。地域特性にあった産業振興。周辺部の住民の意見を聞く。周辺への十分な配慮。</li> <li>・ 効率の低い資本投資は控え、ソフトで対応すべき。</li> <li>・ 重点投資と地域分散（保育所等）のバランスが大事。</li> </ul>
行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大の合併メリットは、行財政改革の推進にある。</li> <li>・ 民営化できるものは民営化をする。</li> <li>・ 住民意志を集約するシステムの構築が必要。</li> <li>・ 地域審議会の組織、権限を明確にする。</li> <li>・ 議会について。 <ul style="list-style-type: none"> <li>30名ぐらいで住民意見は別機関で反映する。</li> <li>一度に減らさず、徐々に減らし、34名にする。</li> <li>50名とし、4年後から34名にする。</li> <li>旧市町を選挙区とする。各市町2名以上の議員を選出。</li> <li>議員皆無の市町がないようにする。</li> </ul> </li> <li>・ 職員について <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の削減。給与システムの見直し。</li> <li>職員の削減は若者の職場を減らす。</li> </ul> </li> <li>・ 組織について <ul style="list-style-type: none"> <li>組織の簡素化。外郭団体の統廃合。</li> <li>各課に旧市町の職員がひとりには必要。</li> <li>短期的には、旧市町単位の助役の設置。</li> <li>地域特性に応じた課を設置。（大社に観光等）</li> </ul> </li> <li>・ 本庁支所 <ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎は10年は不要。合庁を借りて改造しては。</li> <li>一度に職員を本庁へ集めるのではなく、徐々に進める。</li> <li>役場は支所として残し、地域の中心として活用。</li> <li>合理的、機能的な運営のもとでの支所の機能強化。</li> </ul> </li> <li>・ 特例債 <ul style="list-style-type: none"> <li>慎重に使用。借金を抑える。</li> </ul> </li> </ul>
住民との連携、協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民主導の組織、制度を大切にし、維持、発展させる。</li> <li>・ 急激な一本化でなく、住民の声を聞きながら進める。</li> <li>・ 自由な発言が出来る住民意識の醸成。</li> <li>・ 各地域の住民の声が届くように地域審議会、地域自治組織の活用。</li> </ul>

## 地域別整備の方針

### 地域別整備の方針

- ・ 全体  
各地域の特性を活かすことが大事。  
各市町が取り組んでいる事業を活かしたまちづくり。
- ・ 出雲市 都市機能、中心地、商工業
- ・ 平田市 市立病院の位置づけ、河下港整備及びアクセス道、小学校がどうなるのか 懸念、産業振興。
- ・ 斐川町 産業（農業、工業）
- ・ 佐田町 自然に恵まれ生活環境がよいのでベッドタウン。道路整備、福祉施設の整備を望む。
- ・ 多伎町 健康福祉拠点、海を利用した観光、自然エネルギー、東西の道路が9号線のみ 道路整備を望む。
- ・ 湖陵町 住宅地、神西湖周辺の整備（観光）
- ・ 大社町 出雲大社を中心とした観光がテーマ。

報告第 22 号

新市議会制度検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 5 月 2 3 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市議会制度検討小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 2 回、第 3 回及び第 4 回新市議会制度検討小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。



## 第2回新市議会制度検討小委員会開催内容

1. 日時：平成15年4月11日（金）13:30～15:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 各ケースのシミュレーションについて  
先行事例や類似団体を参考に、次の4つのケースについて検討した。
    - 通常の選挙を実施した場合
    - 定数特例を活用した場合
    - 在任特例を活用した場合
    - 選挙区を設置した場合

## 第3回新市議会制度検討小委員会開催内容

1. 日時：平成15年4月28日（月）13:00～17:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 今後の進め方、議会制度評価報告書の検討及び議会への諮り方について  
議会制度評価報告書及び各市町議会への諮り方を検討し、今後の進め方を確認した。

## 第4回新市議会制度検討小委員会開催内容

1. 日時：平成15年5月9日（金）13:30～15:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 議会制度評価報告書について  
第5回法定協議会へ提出する議会制度評価報告書の最終案を確認した。



報告第 23 号

新市名称・庁舎検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成 15 年 5 月 23 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市名称・庁舎検討小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 3 回及び第 4 回新市名称・庁舎検討小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。



### 第3回新市名称・庁舎検討小委員会開催内容

- 1 日時：平成15年4月11日（金）13:30～15:03
- 2 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
- 3 議題：
  - (1) 新市の名称について
    - ・ 新市名称募集ちらし・ポスター・応募箱の作成の報告、応募箱設置箇所、今後のスケジュールについて報告した。
  - (2) 新市の事務所の位置について
    - ・ 住民サービスの利便性や行政運営の効率化などの視点から庁舎の方式について機能やあり方等を含めて協議した。

### 第4回新市名称・庁舎検討小委員会開催内容

- 1 日時：平成15年5月9日（金）13:30～15:00
- 2 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
- 3 議題：
  - (1) 新市の名称について
    - ・ 新市名称募集状況（平成15年4月30日事務局到着分まで）

応募方法		応募件数
郵送	専用応募ハガキ	837
	官製ハガキ	96
	封書	8
FAX		9
ホームページ		444
電子メール		39
応募箱		116
合計		1,549

- (2) 新市の事務所の位置について
  - ・ 合併協定項目4 新市の事務所の位置について調整案を協議した。
  - ・ 本庁・支所の機能の方向性について協議した。

## 新市名称・庁舎検討小委員会の今後の予定について

日 時	名 称	庁 舎
第 4 回小委員会 5月9日(金)13:30～	・ 新市名称募集状況について(中間報告)	・ 本庁・支所の機能について(方向性についての意見聴取)
第 5 回合併協議会 5月23日(金)15:00～	・ 新市名称募集状況について(中間報告)	
第 5 回小委員会 6月13日(金)13:30～	・ 新市名称募集結果報告 ・ 新市名称候補案の絞り込み	・ 「事務所の位置について」の協議会上程案の決定 ・ 本庁・支所の機能についての方向性(付帯意見)の取りまとめ
第 6 回合併協議会 6月27日(金)15:00～	・ 新市名称の候補案について(中間報告)	・ 「事務所の位置について」の小委員会報告と議案提出
第 6 回小委員会 7月11日(金)13:30～	・ 新市名称の候補案の決定	
第 7 回合併協議会 7月25日(金)15:00～	・ 新市の名称の小委員会報告と候補案の提出	

報告第 24 号

電算システム統合調査・基本計画策定業務報告(その1)について、次のとおり報告する。

平成15年5月23日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

電算システム統合調査・基本計画策定業務報告(その1)について

電算システム統合調査・基本計画策定業務のうち情報管理センター(仮称)及び戸籍システム開発について、別添のとおり報告する。



議案第 18 号

電算システム統合に係る事業着手（その1）について、次のとおり提案する。

平成 15 年 5 月 23 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

電算システム統合に係る事業着手（その1）について

情報管理センター（仮称）の整備、戸籍システムの統合については、第 3 回出雲地区合併協議会で承認された「合併協定項目 23 . 電算システムの取扱いについて」に基づき、合併時に住民サービスの低下を招くことのないよう平成 15 年 6 月から事業着手するものとする。



参考資料

## 合併までに必要な電算統合作業について

### 現在の2市5町の電算システム

〔主要8システム(47業務) 通信ネットワーク、データ(約50種、320万件)〕



合併時の住民サービスの混乱、停滞を避ける  
新市の行政運営(会計、文書、庁舎連携)円滑化

### 合併時(H17.1)に統合が必要なシステム

- 【住民情報系】 住民システム、戸籍システム、税務システム、福祉システム
- 【内部情報系】 財務システム、人事給与システム、文書システム、グループウェア
- 【ネットワーク系】 庁舎間ネットワークシステム

### 統合作業拠点 情報管理センター(仮称)

自己導入(一部委託)  
方式により設置が必要

機能：電算室、開発スペース、協議・研修スペース  
規模：200～400㎡(人口18万人規模市の事例)  
条件：2階建て以上、耐震設計、電源対策、データ保全など

印 5月法定協議会提案事項

## 先行して取り組むべき事項について

### 戸籍システム統合



未電算化市町の先行着手が必要

#### 統合システムの決定

H15.5月 システム選定方針

未電算化1市3町の電算化  
未電算化(平田、多伎、湖陵、大社)

H15.5月以降契約、作業開始

2市5町戸籍システム統合

H15.7月 契約、作業開始

#### 統合システム選定方針

電算化市町(1市2町)が採用している既存システムから選定  
(メリット：経費・管理・期間)

### 情報管理センター整備



H15.9月のセンター設置が必要

#### 設置場所の選定

H15.5月 物件決定・契約

#### センター改修整備開始

H15.6月 設計、工事、準備

#### センター改修整備完了

H15.9月 センター設置

7～8月 統合仕様等の準備作業

9月 統合本格化(機器等搬入)



協議第14号

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年5月23日

出雲地区合併協議会

会長 西尾理弘

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて（第1小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 総合振興計画

総合振興計画（地方自治法第2条第4項に基づく基本構想）については、新市建設計画に基づき、新市において速やかに策定するものとする。なお、新市において策定するまでの間は、新市建設計画をもってこれに代えるものとする。

2 土地利用計画・国土利用計画

土地利用計画、国土利用計画については、新市において策定する。

参考資料：別紙のとおり



# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 1-1

協議項目	各種事務事業（総合計画）の取扱いについて	協議細目	総合振興計画
調整の方針	<p>総合振興計画（地方自治法第2条第4項に基づく基本構想）については、新市建設計画に基づき、新市において速やかに策定するものとする。なお、新市において策定するまでの間は、新市建設計画をもってこれに代えるものとする。</p>		
<b>現 況</b>			
<b>出 雲 市</b>			
総合計画 基本構想「21世紀出雲のランドデザイン」 計画年度： 平成10年度（1998）～平成22年度（2010） 基本計画 計画年度： 平成10年度（1998）～平成14年度（2002） 現在ローリング中	基本構想・基本計画「田舎の新世紀進曲」 平成14年度～ 実施計画 3か年、毎年ローリング	総合計画 基本計画 平成13年度～平成22年度 実施計画（中期財政計画）毎年ローリング	総合計画 第5次佐田町総合振興計画 基本構想 基本計画 基本理念「農村コミュニティの再構築」 将来像「住民一人ひとりが主役となる町」 期間：2000年～2004年（6年間）
<b>佐 田 町</b>			
<b>斐 川 町</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 1-2

協議項目	各種事務事業（総合計画）の取扱いについて	協議細目	総合振興計画
調整の方針	<p>総合振興計画（地方自治法第2条第4項に基づく基本構想）については、新市建設計画に基づき、新市において速やかに策定するものとする。なお、新市において策定するまでの間は、新市建設計画をもってこれに代えるものとする。</p>		
<b>現 況</b>			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	町
<p>総合振興計画 (平成12年～平成21年) 海光りひと輝くまち[安心生活タウン・たき]</p>	<p>総合振興計画 第4次湖陵町総合振興計画 (平成15年～平成24年) 町の将来像 安心で住みたくなるまち】</p>	<p>総合計画 「恐るまち大社 1996～2010」基本計画 前期:1996～2000 中期:2001～2005 後期:2006～2010 中長期計画 5ヶ年計画(毎年度ローリング)</p>	<p>総合振興計画(地方自治法第2条第4項に基づく基本構想)については、新市建設計画に基づき、新市において速やかに策定するものとする。なお、新市建設計画をもってこれに代えるものとする。</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 2-1

協議項目	各種事務事業（総合計画）の取扱いについて	協議細目	土地利用計画・国土利用計画
調整の方針	土地利用計画、国土利用計画については、新市において策定する。		
現 況			
出雲市	出雲市 国土利用計画（出雲市計画） 昭和58年度策定 目標年次平成2年	斐川町	佐田町 国土利用計画（市町村計画） 佐田町：昭和60年策定
平田市	平田市 国土利用計画（平田市計画） 平成3年度策定、目標年次平成12年度  平田市土地利用審議会 設置：市長の諮問に応じ市の土地の計画的な利用について審議 構成：委員15名 市長が任命  土地利用調整会議 土地利用に係る問題を総合的に調整し、地域の土地の保全と適正な利用に資するため設置	斐川町	佐田町 国土利用計画（市町村計画） 佐田町：昭和60年策定

# 出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 2 - 2

協議項目	各種事務事業（総合計画）の取扱いについて	協議細目	土地利用計画・国土利用計画
調整の方針	土地利用計画、国土利用計画については、新市において策定する。		
現 況			
国土利用計画	多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町
昭和58年7月12日策定。以後策定してない。	国土利用計画（湖陵町計画） 昭和57年度策定 目標年次平成2年		新市において策定する。

## 総合計画の取扱いに関する去令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(地方公共団体の法人格とその事務)

### 第2条

4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

## 国土利用計画・土地利用計画の取扱いに関する去令

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)

(国土利用計画)

第4条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「全国計画」という。)都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「都道府県計画」という。)及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)とする。

(市町村計画)

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即するものでなければならない。

(土地利用基本計画)

第9条 都道府県は当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする

1. 都市地域
2. 農業地域
3. 森林地域
4. 自然公園地域
5. 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする



協議第 15 号

各種事務事業（保健事業関係その1）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 5 月 23 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保健事業関係その1）の取扱いについて  
（第2小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（保健事業関係その1）の取扱いのうち予防接種事業については、次のとおりとする。

- ・ 各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ・ 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。
- ・ ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。
- ・ 予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。
- ・ 予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別紙のとおり





# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)その1)の取扱い	協議細目	予防接種について
<b>調整の方針</b>	<p>各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。                      実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。                      ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。                      予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。                      予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>		
<b>多岐</b>	<b>現況</b>	<b>大社</b>	<b>町</b>
<p>1 三種混合                      【接種方法】                      集団接種                      (集団でできない者、もれ者は個別接種)                      【委託先】                      出雲医師会、医大、中病                      【対象者】                      満3ヶ月～9ヶ月児                      【個人負担金】                      なし                      【実施時期】                      12月～3月                      【通知の有無等】                      個人通知                      無線、広報</p> <p>2 二種混合                      【接種方法】                      集団接種                      (集団接種できない者は個別接種)                      【委託先】                      出雲医師会、医大、県中                      【対象者】                      小学6年生                      【実施時期】                      9月                      【経費】                      医師賃金(18,000円/回)ほか                      【個人負担金】                      なし</p>	<p>1 三種混合                      【接種方法】                      基本的に集団接種                      (集団でできない者、もれ者は個別接種)                      【委託先】                      出雲医師会、医大、中病                      【対象者】                      満3ヶ月～9ヶ月児                      【個人負担金】                      なし                      【実施時期】                      12月～3月                      【通知の有無等】                      個人通知                      無線、広報</p> <p>2 二種混合                      【接種方法】                      基本的に集団接種                      (集団接種できない者は個別接種)                      【委託先】                      出雲医師会、医大、県中                      【対象者】                      小学6年生                      【実施時期】                      12月                      【経費】                      医師賃金(18,000円/回)ほか                      【個人負担金】                      なし</p>	<p>1 三種混合                      【接種方法】                      個別接種(医療機関に委託して実施)                      【委託先】                      出雲医師会、医大、中病 他                      【対象者】                      満3ヶ月～9ヶ月未満児                      【個人負担金】                      なし                      【実施時期】                      通年                      【通知の有無等】                      接種対象時期に郵便通知(1枚1枚)</p> <p>2 二種混合                      【接種方法】                      個別接種                      【委託先】                      出雲医師会、県中、医大 他                      【対象者】                      小学校6年生                      【実施時期】                      通年                      【個人負担金】                      なし</p>	<p>1 三種混合                      当面現行のとおり新市に引き継ぐ。                      実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。                      接種方法については、新市に移行後、個別接種で行う方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。</p> <p>2 二種混合                      当面現行のとおり新市に引き継ぐ。                      実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。                      接種方法については、新市に移行後、個別接種で行う方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)その1の取扱い	協議細目	予防接種について
<b>調整の方針</b>	<p>各種予防接種については、当面現行のとおり(新市)に引き継ぐ。                      実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。                      ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。                      予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。                      予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり(新市)に引き継ぐ。</p>		
<b>現況</b>			
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>
<p><b>ポリオ</b>  <b>接種方法】</b>                      集団接種(2回接種)                      (ハイリス)者は個別接種)  <b>対象者】</b>                      満3ヶ月児～90ヶ月児  <b>実施時期】</b>                      5月・9月  <b>経費】</b>                      医師への報償費(8,500円/h)ほか                      個人負担金)                      なし  <b>通知方法等】</b>                      ・個人に事前通知                      ・週報、情報いづもで周知</p> <p><b>4 麻疹</b>  <b>接種方法】</b>                      個別接種(医療機関に委託して実施)</p> <p><b>委託先】</b>                      出雲医師会、医大、中病、平田市立病院  <b>対象者】</b>                      満1歳～90ヶ月未満児  <b>個人負担金】</b>                      なし  <b>通知の有無等】</b>                      接種終了見込み時期に確認通知  <b>実施時期】</b>                      通年</p>	<p><b>3 ポリオ</b>  <b>接種方法】</b>                      集団接種(2回接種)  <b>対象者】</b>                      生後満3月から90月  <b>実施時期】</b>                      4月・10月  <b>経費】</b>                      報酬(22,000円/回)                      個人負担金)                      なし  <b>通知方法等】</b>                      ・個別通知                      ・広報・メールひらた、有線放送</p> <p><b>4 麻疹</b>  <b>接種方法】</b>                      個別接種(医療機関に委託して実施)</p> <p><b>委託先】</b>                      出雲医師会、医大、中病、平田市立病院  <b>対象者】</b>                      満1歳～90ヶ月未満児  <b>個人負担金】</b>                      なし  <b>通知の有無等】</b>                      個人へはがき通知  <b>実施時期】</b>                      通年</p>	<p><b>3 ポリオ</b>  <b>接種方法】</b>                      集団接種(2回接種)  <b>対象者】</b>                      満3ヶ月児～90ヶ月未満児  <b>実施時期】</b>                      5月・12月  <b>経費】</b>                      医師への報償費(2,000円/h)ほか                      個人負担金)                      なし  <b>通知の有無等】</b>                      約1ヶ月前に個人通知</p> <p><b>4 麻疹</b>  <b>接種方法】</b>                      個別接種(医療機関に委託して実施)</p> <p><b>委託先】</b>                      出雲医師会、医大、中病  <b>対象者】</b>                      満1歳～90ヶ月未満児  <b>個人負担金】</b>                      なし  <b>通知の有無等】</b>                      誕生日に個人通知(毎月)  <b>実施時期】</b>                      通年</p>	<p><b>3 ポリオ</b>  <b>接種方法】</b>                      基本的には集団接種                      (集団接種できない者は個別接種)  <b>対象者】</b>                      満3ヶ月児～90ヶ月未満児  <b>実施時期】</b>                      4月・11月  <b>経費】</b>                      医師賃金(18,000円/回)                      個人負担金)                      なし  <b>通知の有無等】</b>                      2週間前に個人通知、広報                      前日有線放送</p> <p><b>4 麻疹</b>  <b>接種方法】</b>                      基本的には集団接種                      (集団接種できない者は個別接種)  <b>委託先】</b>                      (集団)野内医師(個別)出雲医師会、医大、中病  <b>対象者】</b>                      満1歳～90ヶ月未満児  <b>個人負担金】</b>                      なし  <b>通知の有無等】</b>                      2週間前に個人通知、広報、有線放送  <b>実施時期】</b>                      9月</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)その1の取扱い	協議細目	予防接種について
<b>調整の方針</b>	<p>各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。                      実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。                      ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。                      予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。                      予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>		
<b>多岐</b>	<b>現況</b>	<b>大社</b>	<b>町</b>
<p>3 ポリオ  <b>接種方法】</b>                      集団接種                      (集団接種が該当しない者は個別接種)  <b>委託先】</b>                      県中、医大  <b>対象者】</b>                      満3歳～90ヶ月児  <b>実施時期】</b>                      4月・9月  <b>経費】</b>                      医師賃金(18,000円/回)                      【個人負担金】                      なし  <b>通知方法等】</b>                      個人通知</p>	<p>3 ポリオ  <b>接種方法】</b>                      集団接種                      (集団接種が該当しない者は個別接種)  <b>対象者】</b>                      満3歳～90ヶ月児  <b>実施時期】</b>                      5月・11月  <b>経費】</b>                      医師への報償費(2,700円/回)ほか                      【個人負担金】                      なし  <b>通知方法等】</b>                      ・個人に事前通知                      ・有線による周知                      ・わんぱくカレンダーの配布</p>	<p>3 ポリオ  <b>接種方法】</b>                      集団接種                      (集団接種が該当しない者は個別接種)  <b>対象者】</b>                      満3ヶ月児～90ヶ月児  <b>実施時期】</b>                      5月・10月  <b>経費】</b>                      医師への報償費(2,700円/回)ほか                      【個人負担金】                      なし  <b>通知方法等】</b>                      ・個人に事前通知                      ・有線による周知                      ・わんぱくカレンダーの配布</p>	<p>3 ポリオ                      当面現行のとおり新市に引き継ぐ。                      実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。</p>
<p>4 麻疹  <b>接種方法】</b>                      集団接種                      (集団接種できない者、または個別接種)  <b>委託先】</b>                      出雲医師会、医大、中病  <b>対象者】</b>                      満1歳～90ヶ月未満児                      【個人負担金】                      なし  <b>通知の有無等】</b>                      個人通知  <b>実施時期】</b>                      7月</p>	<p>4 麻疹  <b>接種方法】</b>                      集団接種                      (集団接種できない者、または個別接種)  <b>委託先】</b>                      出雲医師会、医大、中病  <b>対象者】</b>                      満1歳～90ヶ月未満児                      【個人負担金】                      なし  <b>通知の有無等】</b>                      個人通知、無線・広報  <b>実施時期】</b>                      9月</p>	<p>4 麻疹  <b>接種方法】</b>                      個別接種(医療機関に委託して実施)  <b>委託先】</b>                      出雲医師会、医大、中病 他  <b>対象者】</b>                      満1歳～90ヶ月未満児                      【個人負担金】                      なし  <b>通知の有無等】</b>                      接種対象時期に勧奨通知(葉書にて)  <b>実施時期】</b>                      通年</p>	<p>4 麻疹                      当面現行のとおり新市に引き継ぐ。                      実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。                      接種方法については、新市に移行後、個別接種で行う方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)その1)の取扱い	協議細目	予防接種について
<b>調整の方針</b>	各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時点で調整する。 ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。 予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。 予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
<b>現況</b>			
<b>出雲市</b>	<b>平田市</b>	<b>斐川町</b>	<b>佐田町</b>
<p>5 風しん</p> <p>【接種方法】 個別接種(医療機関に委託して実施)</p> <p>【委託先】 出雲医師会、医大、中病、平田市立病院</p> <p>【対象者】 満1歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 はがき通知通知</p> <p>【接種終了見込み時期に確認通知実施時期】 通年</p>	<p>5 風しん</p> <p>【接種方法】 個別接種(医療機関に委託して実施)</p> <p>【委託先】 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満1歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 1歳3ヶ月頃に個人通知(3ヶ月ごと)</p> <p>【接種時期】 通年</p>	<p>5 風しん</p> <p>【接種方法】 基本的には集団接種 (集団接種できない者は個別接種)</p> <p>【委託先】 (集団接種できない者) 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満1歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 2週間前に個人通知</p> <p>【接種時期】 10月</p>	<p>5 風しん</p> <p>【接種方法】 基本的には集団接種 (集団接種できない者は個別接種)</p> <p>【委託先】 (集団接種できない者) 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満3歳～90ヶ月未満 小4生、中3生</p> <p>【接種時期】 5～6月</p> <p>【接種費用】 医師負担金(18,000円/回)池</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 2週間前に個人通知</p>
<p>6 日本脳炎</p> <p>【集団接種】 対象者】 小4年・中3年</p> <p>【接種時期】 5月～7月</p> <p>【接種費用】 医師への報償費(2,000円/回)ほか</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【個別接種】 実施方法】 医療機関に委託して実施</p> <p>【委託先】 出雲医師会、医大、中病、平田市立病院</p> <p>【対象者】 満3歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 はがき通知</p> <p>【接種終了見込み時期に確認通知実施時期】 通年</p>	<p>6 日本脳炎</p> <p>【集団接種】 対象者】 小4年・中3年</p> <p>【接種時期】 5月～7月</p> <p>【接種費用】 医師への報償費(2,000円/h)ほか</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【個別接種】 実施方法】 医療機関に委託して実施</p> <p>【委託先】 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満3歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 3歳の誕生日に個人通知(毎月)</p> <p>【接種時期】 通年</p>	<p>6 日本脳炎</p> <p>【集団接種】 対象者】 小4年・中3年</p> <p>【接種時期】 5月～7月</p> <p>【接種費用】 医師への報償費(2,000円/h)ほか</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【個別接種】 実施方法】 医療機関に委託して実施</p> <p>【委託先】 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満3歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 3歳の誕生日に個人通知(毎月)</p> <p>【接種時期】 通年</p>	<p>6 日本脳炎</p> <p>【集団接種】 対象者】 小4年・中3年</p> <p>【接種時期】 5月～7月</p> <p>【接種費用】 医師への報償費(2,000円/h)ほか</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【個別接種】 実施方法】 医療機関に委託して実施</p> <p>【委託先】 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満3歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 3歳の誕生日に個人通知(毎月)</p> <p>【接種時期】 通年</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)その1の取扱い	協議細目	予防接種について
<b>調整の方針</b>	各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。 ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。 予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。 予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
<b>多岐</b>	<b>現況</b>	<b>大社</b>	<b>町</b>
<p>5. 風しん</p> <p>【接種方法】 集団接種 (集団接種できない者、または個別接種)</p> <p>【医師先】 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満1歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 個人通知</p> <p>【実施時期】 8月</p> <p>6. 日本脳炎</p> <p>【接種方法】 集団接種 (集団接種できない者、または個別接種)</p> <p>【医師先】 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満3歳～90ヶ月未満児 ・小学4年生、中学3年生</p> <p>【実施時期】 5月・6月</p> <p>【経費】 医師賃金(18,000円/回)ほか</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 個人通知</p>	<p>5. 風しん</p> <p>【接種方法】 集団接種 (集団接種できない者、または個別接種)</p> <p>【医師先】 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満1歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 個人通知</p> <p>【実施時期】 10月</p> <p>6. 日本脳炎</p> <p>【接種方法】 集団接種 (集団接種できない者、または個別接種)</p> <p>【医師先】 出雲医師会、医大、中病</p> <p>【対象者】 満3歳～90ヶ月未満児 ・小学4年生、中学3年生</p> <p>【実施時期】 5月・6月</p> <p>【経費】 医師賃金(18,000円/回)ほか</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 個人通知</p>	<p>5. 風しん</p> <p>【接種方法】 個別接種(医療機関に委託して実施)</p> <p>【医師先】 出雲医師会、医大、中病 他</p> <p>【対象者】 満1歳～90ヶ月未満児</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 接種対象時期に勧奨通知</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>6. 日本脳炎</p> <p>【接種方法】 個別接種(医療機関に委託して実施)</p> <p>【医師先】 出雲医師会、医大、中病 他</p> <p>【対象者】 満3歳～90ヶ月未満児 ・小学4年生、中学3年生</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【経費】 医師賃金</p> <p>【個人負担金】 なし</p> <p>【通知の有無等】 接種対象時期に勧奨通知</p>	<p>5. 風しん</p> <p>当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。</p> <p>6. 日本脳炎</p> <p>当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。</p>
<b>調整の具体的内容</b>			

# 出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 7

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)その1)の取扱い	協議細目	予防接種について
調整の方針	各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。 ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。 予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。 予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
出雲	現	況	
	市	市	町
雲	平	斐	田
出	田	川	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町
出	市	市	町
雲	市	市	町

# 出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)その1の取扱い	協議細目	予防接種について
調整の方針	各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。 ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。 予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。 予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
多岐	現況	町	町
7 インフルエンザ	7 インフルエンザ 【接種方法】 個別接種(出雲医師会ほかに委託して実施) 【対象者】 65歳以上の高齢者及び60～65歳未満の厚生労働省令に定める者 【実施時期】 11～翌年1月 【基本委託料】 4,150円(ワクチン代含む) 【個人負担金】 1,000円(免除規定あり) 【周知方法】 広報及びチラシ	7 インフルエンザ 【接種方法】 個別接種(出雲医師会ほかに委託して実施) 【対象者】 65歳以上の高齢者及び60歳～65歳未満の厚生労働省令に定める者 【実施時期】 10月～12月頃 【基本委託料】 4,150円(ワクチン代含む。) 【個人負担金】 1,000円(免除規定あり。) 【周知方法】 週報及びチラシ等	7 インフルエンザ 当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。
8 ツベルクリン反応、BCG	8 ツベルクリン反応、BCG 【接種方法】 集団接種 【対象者】 満3ヶ月～4歳未満 【経費】 医師賃金(18,000円/回) 【個人負担金】 なし 【実施時期】 6月 【周知の有無等】 個人通知	8 ツベルクリン反応、BCG 【接種方法】 集団接種 (集団接種できない者は個別接種) 【対象者】 満3ヶ月～4歳未満 【経費】 医師への報償費(32,700円/回)ほか 【個人負担金】 なし 【実施時期】 7月・9月 【周知方法等】 ・個人に事前通知 ・有線等で周知 ・わんぱくレター	8 ツベルクリン反応、BCG 当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。

# 出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 健康・医療分科会 9

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)その1)の取扱い	協議細目	予防接種について
<b>調整の方針</b>	<p>各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。</p> <p>ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。</p> <p>予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。</p> <p>予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<b>協 議 細 目</b>	<b>予 防 接 種 について</b>
<b>現 況</b>			
<b>出 雲 市</b>	<b>平 田 市</b>	<b>斐 川 町</b>	<b>佐 田 町</b>
<p>予防接種手帳 出生届時及び転入時に交付</p> <p>予防接種健康被害調査委員会 【医員定数6】 ・医師会代表者(医師会会長、出雲小児科医会長) 2名 ・保健所長 1名 ・専門医師等(中病、医大) 3名 【任期】 2年</p>	<p>予防接種手帳 出生届時及び転入時に交付</p> <p>予防接種健康被害調査委員会 【医員定数6】 ・医師会代表者(医師会会長、出雲小児科医会長) 2名 ・保健所長 1名 ・専門医師等(中病、医大) 3名 【任期】 2年</p>	<p>予防接種手帳 出生届時に交付</p> <p>予防接種健康被害調査委員会 【医員定数6】 ・医師会代表者(医師会会長、出雲小児科医会長) 2名 ・保健所長 1名 ・専門医師等(中病、医大) 3名 【任期】 2年</p>	<p>予防接種手帳 は配布していない、該当の予防接種案内に併せて 問診表および説明書を交付</p> <p>予防接種健康被害調査委員会 【医員定数6】 ・医師会代表者(医師会会長、出雲小児科医会長) 2名 ・保健所長 1名 ・専門医師等(中病、医大) 3名 【任期】 2年</p>

# 出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 健康医療分科会 10

協議項目	各種事務事業(保健事業関係)その1)の取扱い	協議細目
調整の方針	各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。 ポリオ、ツベルクリン反応、BCG及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。 予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。 予防接種被害調査委員会については、2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。	
多岐	現況	大社町
予防接種手帳 予防接種手帳は配布していない。該当の予防接種案内に併せて問診表および説明書を送付	<p>予防接種手帳 予防接種手帳は配布していない。該当の予防接種案内に併せて問診表および説明書を送付</p> <p>予防接種健康被害調査委員会 【委員 定数 6】 ・医師会代表者(医師会会長、出雲小児科医会長) 2名 ・保健所長 1名 ・専門医師等(中病、医大) 3名 【任期】 2年</p>	<p>予防接種手帳 出生届時及び転入時に交付</p> <p>予防接種健康被害調査委員会 【委員 定数 6】 ・医師会代表者(医師会会長、出雲小児科医会長) 2名 ・保健所長 1名 ・専門医師等(中病、医大) 3名 【任期】 2年</p>
調整の具体的内容	<p>9 予防接種手帳 当面は現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。</p> <p>10 予防接種健康被害調査委員会 2市5町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	

